お知らせ

平成29年8月10日　　中部国際空港株式会社
代表取締役社長　友添　雅直

今般、当社におきまして、以下のとおり、中部国際空港新旅客ターミナルビル新築工事の発注を予定しており、この工事を実施していただく方を競争見積方式により決定いたします。

この競争見積に参加していただく方（競争参加招請者）を、この競争に参加を希望される応募者の中から選定いたします。

つきましては、下記要領により競争参加者の募集を行います。

※当社は1998年５月の会社設立以来、「大型公共事業への参加機会等に関する我が国政府の追加的措置について」（1991年７月閣議了解）に基づいて施設等の調達を行ってきました。2005年２月の開港（プロジェクト終了）以降につきましてもその精神を引き継ぎ、当社ＨＰにおいて調達情報を公開しております。

記

１．発注案件の概要

⑴　件名
中部国際空港新旅客ターミナルビル新築工事

⑵　工事場所
愛知県常滑市セントレア一丁目

⑶　調達内容
中部国際空港における新旅客ターミナルビルの設計及び工事

⑷　工事概要

工事種別	延べ面積	備　　考
鉄骨造２階建	約45,000㎡	連絡通路含む

主要業務内容

１）実施設計及び工事監理	一式
２）建築工事	一式
３）電気設備工事	一式
４）空気調和設備工事	一式
５）給排水衛生設備工事	一式
６）情報通信設備工事	一式
７）昇降機設備工事	一式
８）旅客手荷物搬送設備（ＢＨＳ）	一式
９）既存解体工事	一式

⑸　完了時期
2019年７月
ただし、現地工事着手時期は、当社が指定する日以降とします。

２．発注手続き
公募による指名競争方式（設計施工一括・総合評価方式）
なお、本工事に含まれるエレベーターの調達に関して、当社ではエレベーター保守に係る経済合理性を追求するため、本工事契約後に当社が別途調達するエレベーター保守の契約により、エレベーターメーカーを変更させて頂く場合があります。
詳細につきましては競争参加招請通知時にご案内させて頂きます。

３．応募資格
下記⑴～⑷のすべてを満足すること。
⑴　過去15年以内に単独受注または共同企業体代表者として、空港における旅客ターミナルビル20,000㎡以上（施工床面積）の施工実績があること。
⑵　過去15年以内に単独受注または共同企業体代表者として、特殊建築物における20,000㎡以上（施工床面積）の設計施工実績があること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑷　建設業法第27条の23の規程に基づく経営事項審査（最新のもの）において、「建築一式工事」の部門に付与された総合評定値が1,800点以上であること。

４．応募方法
⑴　競争参加応募用紙及び工事概要書等の入手方法
競争参加応募用紙・工事概要書および本件に関する応募書類につきましては希望者に郵送または電子メールにて送付します。
（当社窓口では、閲覧・配布しません。）
応募書類等の入手を希望される方は、電子メールまたはＦＡＸにより、下記のコンタクトポイントまで申し込んで下さい。
（訪問・電話等による申し込みは受け付けません。）
申し込み様式は任意としますが、必ず「中部国際空港新旅客ターミナルビル新築工事　応募書類希望」と明記（電子メールの場合は件名にも記載）の上、会社名・担当者名・住所・電話番号・ＦＡＸ番号・電子メールアドレス・送付方法（郵送または電子メール）を記入して下さい。
なお、郵送希望の申し込み期限は2017年８月24日（木）正午までとし、電子メール希望の申込み期限は2017年８月28日（月）午後５時までとします。

５．応募書類の提出期限
2017年９月４日（月）正午

６．競争参加招請者の決定等
⑴　参加招請者の決定
①　応募資格を満たし、不誠実な行為の有無、法律上必要とされる資格、履行実績、技術的能力について、当社が適当であると判断した応募者は、競争参加招請者として選定されます。
②　応募資格を満たしていても、当社が資力・信用の状態において、不適当と判断した方については、競争参加招請者として選定しないことがあります。
③　応募資格を満たしていても、当社が過去に発注した案件における評価によっては、競争参加招請者として選定しないことがあります。
④　競争参加者として招請した方についても、破産または会社更生若しくは民事再生の申し立てがあった場合は、その方に対する招請を取り消します。

⑵　通知の時期及び方法
競争参加招請者として選定された方については、「５．応募書類の提出期限」から概ね１週間以内に、当社から「見積依頼書」・「見積説明書」・「要求仕様書」等を送付し、その送付をもって、競争参加招請通知といたします。
なお、応募者が当社に提出した一切の書類は返却されませんので、予めご承知おき願います。

７．見積書等の提出
⑴　仕様説明会
競争参加招請者への仕様書の送付をもって、仕様説明会に代えさせていただきます。
なお、仕様書に関する質疑応答は、６．⑵の通知日より起算して概ね２週間程度の期間内（後日通知）までに電子メール（日本語）で行うこととします。

⑵　総合評価方式の導入について
本件については、競争参加招請者からの見積金額、ＶＥ提案、実績、技術提案を総合的に評価します。

⑶　見積書等提出期限
競争参加招請者には、６．⑵の通知日より起算して概ね９週間の期間で、見積書および見積内訳書、その他総合評価に必要な提案資料等を提出していただきます。（提出期限は改めて通知します。）

８．契約相手の決定方法等
⑴　契約相手の決定方法
見積価格及び当社が定める評価項目において、総合的に優れた内容を提示した原則上位３社を価格交渉の相手方とします。
同評価者が複数いる場合は等しく価格交渉の相手方とします。
選定された競争参加招請者と各々価格交渉を行い、再度見積書等（以下、再見積書という）を提出して頂きます。再見積書において、見積価格及び当社が定める評価項目の総合的に最も優れた内容を提示した競争参加招請者を契約交渉の相手方とします。見積内訳の内容を精査のうえ、単価、契約金額、その他の契約条件について交渉し、合意すれば契約の相手方とします。
なお、合意に達しない場合は、評価が次に優れた競争参加招請者と交渉します。
※見積価格が契約制限価格を超過した場合、再度見積りを提出して頂く場合があります。

⑵　結果の通知等
契約相手が決定した後、インターネットの当社ホームページにて、契約相手名を公表します。

９．失格条件
⑴　提出書類に虚偽の記載のある者
⑵　提出期限内に提出されなかった者
⑶　評価結果に影響を与えるよう工作が行われた者
⑷　所定の方法以外で、関係者に直接・間接を問わず質疑若しくは指導を求めた者
⑸　暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のある者と判明した者、又はその疑いが認められた者
なお、当社では調達の基本方針として「法令等の遵守」を揚げており、調達手続において不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、これを排除するべく必要な措置を講じます。

10．不正な共同行為に関する提供情報への対応
競争参加者間で事前に不正な取り決めが行われている等の情報が当社に寄せられ、その情報が見積合わせの結果と一致した場合等、当社が不正の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合等については、原則として、契約相手の選定手続きを一旦中止し、発注方法等を変更した上で、契約相手を選定します。